

令和4年4月1日

森のおくりもの事業についてQ&A

Q 1 森のおくりもの事業とは何ですか。

A 1 新生児への誕生祝い品に小田原の木で製作したおもちゃを贈呈し、感性豊かな乳幼児期から木に触れ親しむ環境を醸成していく取組です。
この事業は、平成28年4月から始まりました。

Q 2 どのようなことをするのですか。

A 2 新生児が生まれた家庭に対し、「木育コンセプトブック」を配布するとともに、小田原の木で製作した「誕生祝い品（おもちゃ）」を贈呈します。

Q 3 どのようにすれば「誕生祝い品（おもちゃ）」の贈呈を受けられますか。

A 3 小田原市保健センターで実施される4ヶ月児健診の時に贈呈します。

Q 4 「誕生祝い品（おもちゃ）」贈呈の対象者を教えてください。

A 4 小田原市内に生まれて住民登録を有し、保健センターで4ヶ月児健診を受診した新生児が対象です。
ただし、住民登録はしているが、4ヶ月児健診を他市町村で受診した新生児も対象となりますので、詳しくは市役所農政課（33-1491）まで御連絡ください。

Q 5 「誕生祝い品（おもちゃ）」の贈呈に期限はありますか。

A 5 対象となる新生児が満1歳を迎える日まで贈呈を受けることができます。

Q 6 お兄ちゃんやお姉ちゃんは過去に「誕生祝い品（おもちゃ）」の贈呈を受けていませんが、これから受け取ることはできますか。

A 6 受け取ることができません。
平成28年4月1日以降に小田原市内で4ヶ月児健診を受診し、満1歳を迎えるまでのお子様を対象です。

Q 7 4ヶ月児健診を受診しませんでした、「誕生祝い品（おもちゃ）」を受け取ることができますか。

A 7 受け取ることができます。

別日程の4ヶ月児健診で受け取るか、小田原市役所で受け取ることができます。詳しく市役所農政課（33-1491）まで御連絡ください。

ただし、小田原市内に生まれて住民登録しているお子様が対象となります。

Q 8 令和4年2月28日までに4ヶ月児健診を受診しましたが、「誕生祝い品（おもちゃ）」を貰えませんでした。どうしたら受け取ることができますか。

A 8 令和4年2月28日までに4ヶ月児健診を受診した方は、令和5年2月28日まで従来の配布方法で「誕生祝い品（おもちゃ）」を受け取ることができます。

【従来の配布方法：令和4年2月28日までに4ヶ月児健診を受診した場合】

手順①：4ヶ月児健診で「木育コンセプトブック」を受け取る。

手順②：市内子育て支援センターまたは地域子育て広場で「誕生祝い品引換券」を受け取る。

手順③：手順①②で受け取った2つを持って、HaRuNeおだわら内にあるTAKUMI館（小田原市栄町1-1-7）に行って「誕生祝い品（おもちゃ）」を受け取る。

【新しい配布方法：令和4年2月28日以降に4ヶ月児健診を受診した場合】

手順①：4ヶ月児健診で「木育コンセプトブック」と「誕生祝い品（おもちゃ）」を受け取る。

その他に森のおくりもの事業にかかわる質問がございましたら、市役所農政課（33-1491）までご連絡ください。